

# 経済制裁：ロシアへの輸出禁止措置等について

令和4年4月15日

経済産業省

貿易経済協力局

貿易管理部長

風木 淳

## （1）ウクライナに進出する日系企業の安全確保

- ・ 日系企業における邦人の待避状況等の確認

## （2）エネルギーの安定供給の確保

- ・ 更なるエネルギー価格の高騰リスクへの対応を含めた、主要な消費国や産油・産ガス国、国際エネルギー機関等の関係国際機関を含む国際社会との連携、増産の働きかけ
- ・ 油価高騰に対して、ガソリン・軽油・灯油・重油を対象とする激変緩和事業による支援の深掘り

## （3）影響を受ける日本企業に対する支援

- ・ JETRO：相談窓口の設置 NEXI：相談窓口の設置、迅速な保険金支払い
  - ・ 中小企業に対する支援（①政府系金融機関、中小企業団体等に特別相談窓口を設置、②日本政策金融公庫等におけるセーフティネット貸付の運用の緩和、③金融機関に対する資金繰りに関する配慮要請、事業者団体を通じた価格転嫁等に関する下請事業者への配慮要請の発出）
- ※なお、セーフティネット貸付については3月4日（金）に、利益率が5%以上減少した事業者に対する0.2%の金利引き下げ措置を決定。

## （4）貿易管理に関する制裁措置

（参考）これまでの経緯（令和4年4月12日閣議了解文説明書より引用）

- 1 我が国は、平成26年3月のクリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市（以下「クリミア等」という。）のロシア連邦への「併合」を始めとするロシア連邦によるウクライナの主権及び領土一体性を侵害する動きが継続していることを深刻に懸念している。
- 2 我が国は、クリミア等の「併合」を始めとするロシア連邦の力による現状変更の試みを断じて認めないとの原則的立場に立脚し、G7の連帯を重視して対応してきた。
- 3 本年2月21日、ロシア連邦は「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）（以下「両「共和国」（自称）」という。）の「独立」を承認する大統領令に署名するとともに、両「共和国」（自称）内においてロシア軍に軍事基地等の建設・使用の権利を与える「友好協力相互支援協定」に署名した。また、22日にはロシア連邦は両「共和国」（自称）との条約の批准、自国領域外での軍隊の使用に関する連邦院決定など、一連の措置を進めた。
- 4 その後、24日、ロシア連邦はウクライナへの軍事行動を開始した。ロシア連邦によるウクライナ侵略は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国連憲章の深刻な違反であるとともに、力による一方的な現状変更を認めないとの国際秩序の根幹を揺るがすものであり、断じて認められず、我が国は最も強い言葉でこれを非難している。
- 5 さらに、本年4月、ロシア軍が占拠していたキーウ近郊の地域において、無辜(こ)の民間人が多数殺害されるなど残虐な行為が繰り返されていることが明らかとなった。我が国として、ロシア軍の行為によりウクライナにおいて多くの市民が犠牲になっていることを極めて深刻に受け止めている。多数の無辜(こ)の民間人の殺害は、重大な国際人道法違反であり、戦争犯罪である。このような行為は断じて許されず、我が国として厳しく非難する。
- 6 このような事態に応じ、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、我が国としてG7等主要国が講じた措置の内容を踏まえ、措置を講じることが必要と考えられるので、これにつき閣議の了解を求めるものである。

# 岸田内閣総理大臣記者会見（概要）

## 2月25日（金）に公表された措置

### 1. G7をはじめとする国際社会と緊密に連携し、制裁措置を強化。

具体的には23日に発表した制裁措置（「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入禁止措置を含む）に加え、以下の**3分野**における措置を速やかに実施する。

①**資産凍結と査証発給停止**によるロシアの個人、団体などへの制裁

②ロシアの金融機関を対象とする資産凍結といった**金融分野での制裁**

③ロシアの軍事関連団体に対する輸出、国際的な合意に基づく規制リスト品目や半導体など汎用品の**ロシア向け輸出に関する制裁**

### 2. 今回の事態により、わが国経済社会に生じるさまざまな悪影響を最小限にとどめるよう取り組む。

#### ①**エネルギーの安定供給について**

- 国内には、現在、原油については、国、民間合わせて約**240日分の備蓄**があり、LNGについても電力会社、ガス会社において**2～3週間分の在庫**を保有。このため、**エネルギーの安定供給に直ちに大きな支障を来すことはない**と認識。
- IEAや関係国と協議を行っている**国際協調での備蓄放出**や、産油・産ガス国への**増産働きかけ**など、関係国や国際機関とも連携し**必要な対策を機動的に講じ、国際的なエネルギー市場の安定化**と、我が国の**エネルギー安定供給の確保に万全を期す**。

#### ②**原油など燃料価格高騰に対して**

- 国民生活や企業活動への**悪影響を最小限に抑える**。具体的には、**当面は燃油価格の激変緩和事業を大幅に拡充強化**し、小売価格の急騰を抑制する。
- 本対策を中心とし、**業種別対策や地方の取り組み支援、中小企業対策なども含む緊急対策**を官房長官の下に設置した関係閣僚会合において早急に取りまとめる。
- 電力、ガスの料金についても燃料費が上昇したとしても**急激な価格上昇が起こらないように取り組む**。

#### ③**その他**

- 貿易保険の迅速な保険金支払**など、輸出入などの事業活動に影響を受ける日本企業の支援も講じる。

# 岸田内閣総理大臣記者会見（概要）

## 3月16日（水）に公表された措置

米国や欧州などG 7と連携して、事態の展開に合わせて機動的に厳しい対ロ制裁措置を講じていく。

先般、G 7首脳で発出した声明を踏まえ、ロシアに対して外交的、経済的圧力を一層強める。このため、法令上の措置を含め、必要な対応を行う。具体的には、次の5項目に取り組む。

- ①ロシアに対する貿易優遇措置である **最恵国待遇を撤回**。
- ② **輸出入管理をさらに強化。ロシア向けのぜいたく品の輸出禁止を行う**とともに、ロシアからの一部物品の輸入を禁止。今後、速やかに対象品目を特定。
- ③ I M F、世界銀行、欧州復興開発銀行を含む **主要な多国間金融機関からロシアが融資を受けることを防ぐよう、G 7で連携して取り組む**。
- ④プーチン大統領に近いエリート層や財閥、オリガルヒなどに対する**資産凍結の対象の範囲をさらに拡大**。
- ⑤デジタル資産などを用いたロシアによる制裁回避に対応するため、**暗号資産交換業者などの協力を得て、金融面での制裁をさらに強化**。

# 岸田内閣総理大臣記者会見（概要）

## 4月8日（金）に公表された措置

昨夜、ロシア軍による残虐行為を最も強い言葉で非難し、ウクライナへの連帯を示すとともに、G 7としての追加的な対ロ制裁措置を取ることを表明するG 7首脳声明が発表された。このG 7首脳声明を踏まえ、わが国はロシアに対し、次の**5つの柱からなる追加制裁**を科し、**ロシアに対する外交的、経済的圧力を強化**する。これ以上のエスカレーションを止め、一刻も早い停戦を実現し、侵略をやめさせるため、国際社会と結束して強固な制裁を講ずる。

- ①ロシアからの石炭の輸入を禁止。早急に代替策を確保し、段階的に輸入を削減することでエネルギー分野でのロシアへの依存を低減させる。夏や冬の電力、電力需給逼迫を回避するため、再エネ、原子力など、エネルギー安保および脱炭素の効果の高い電源の最大限の活用を図る。
- ②**ロシアからの輸入禁止措置の導入。機械類、一部木材、ウオッカなどのロシアからの輸入について、来週、これを禁止する措置を導入する。**
- ③ロシアへの新規投資を禁止する措置を導入。G 7とも連携し、速やかに措置を導入。
- ④金融制裁のさらなる強化。ロシアの最大手銀行のズベルバンクおよびアルファバンクへの資産凍結。
- ⑤資産凍結の対象のさらなる拡大。400名近くのロシア軍関係者や議員、さらには国有企業を含む約20の軍事関連団体を新たに制裁対象に追加。これにより、資産凍結の制裁の対象となる個人は、合計約550名、団体は合計約40団体へと広がる。

# 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について (ロシア・ベラルーシ向け輸出禁止措置等)

○ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、以下の輸出禁止措置を導入する旨発表（2月26日、3月1日、3月3日、3月8日、3月25日閣議了解）。

## **(1) 国際輸出管理レジームの対象品目※のロシア及びベラルーシ向け輸出の禁止等に関する措置**

※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等

## **(2) ロシア及びベラルーシの特定団体（軍事関連団体）※への輸出等に係る禁止措置**

※対象団体：ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等 ロシア130団体、ベラルーシ2団体（3月25日現在）

## **(3) ロシア及びベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品※の両国向け輸出等の禁止措置**

※対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術

## **(4) ロシア向け石油精製の装置等の輸出等の禁止措置**

## **(5) 「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出の禁止措置** ※両「共和国」（自称）との間の輸入禁止は実施済（2月26日）

○今般、外為法第48条第3項に基づく輸出貿易管理令の改正（3月11日閣議決定・公布、3月18日施行）。これを受けて関連する省令等を整備（3月15日公布、3月18日施行）することにより、上記に関する輸出禁止措置を導入するとともに、あわせて、外為法第25条第6項に基づく外国為替令第18条第3項の経済産業大臣が指定する役務取引等を指定する件（以下「役務取引等告示」という。）の改正等により、上記に関する役務取引（技術提供等）の禁止措置を導入。

# 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について (ロシア向け奢侈品輸出禁止措置)

- ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、**ロシアへの奢侈品輸出禁止措置**を導入する旨発表（3月25日閣議了解）。
- 今般、外為法第48条第3項に基づく輸出貿易管理令を改正（3月29日閣議決定・公布、4月5日施行）。これに合わせて同日付で関連する省令等を整備することにより、上記に関する輸出禁止措置を導入。

## ○対象となる奢侈品（輸出貿易管理令に基づく輸出禁止）

- ・ 酒類
- ・ たばこ製品
- ・ 香水類、化粧品
- ・ 革製品
- ・ 毛皮
- ・ 衣類、履物（10万円超）
- ・ 帽子（10万円超）
- ・ 絨毯
- ・ 宝飾品
- ・ 陶磁製品
- ・ ガラス製品
- ・ ダイビング用機器
- ・ 乗用車（600万円超）、バイク（60万円超）  
※ 原動機付きシャーシ、車体等を含む
- ・ ノートパソコン
- ・ 時計（貴金属を使用したもの）
- ・ グランドピアノ（20万円超）
- ・ 美術品、骨とう品

※少額（4万円以下）の物品は対象としない。

- ・ 紙幣・金貨・金の地金（注）

（注）外国為替令第8条第1項に基づく財務省告示の改正により輸出禁止措置を導入するもの（輸出貿易管理令と同日付施行）。

# 外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業省告示の改正について (ロシアからの一部物品の輸入禁止措置)

- ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、**ロシアからの一部物品の輸入禁止措置**を導入する旨発表（4月12日閣議了解）。
- 今般、外為法第52条・輸入貿易管理令第3条に基づき、経済産業省告示を改正し（**4月12日公布、4月19日施行**）、同令第4条に基づく輸入承認の対象とすることにより、上記に関する輸入禁止措置を実施する。

## ○輸入禁止の対象となる品目（数字は関税率表の番号）

### 1 アルコール飲料

22.03, 22.04, 22.05, 22.06, 2207.10, 22.08 （6品目）

### 2 木材(チップ、丸太及び単板)

4401.21, 4401.22, 44.03, 44.08 （4品目）

### 3 機械類・電気機械

84.07, 84.09, 84.12, 84.13, 84.14, 84.15, 84.18, 84.19, 84.21, 84.22, 84.24,  
84.28, 84.31, 84.43, 84.50, 84.62, 84.66, 84.71, 84.73, 84.77, 84.79, 84.81,  
84.82, 84.83, 87.03, 87.08, 87.11, 87.14 （28品目）

※施行前に契約した分について、施行後3ヶ月間は輸入を認める猶予措置を講じる。



# 外国為替及び外国貿易法等（関連条文抜粋）

## ○外国為替及び外国貿易法

（輸出の許可等）

### 第四十八条第三項

経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

（役務取引等）

### 第二十五条第六項

主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引（特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引（第四項に規定するものを除く。）（以下「役務取引等」という。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき、又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行おうとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

## ○外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）

（支払手段等の輸出入の許可）

### 第八条 第一項

財務大臣は、法第十九条第一項又は第二項の規定に基づき居住者又は非居住者による同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属（以下「支払手段等」という。）の輸出又は輸入について許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、その許可を受けなければならない支払手段等の輸出又は輸入を指定してするものとする。

# 外国為替及び外国貿易法等（関連条文抜粋）

## ○外国為替及び外国貿易法

### （輸入の承認）

第五十二条 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

## ○輸入貿易管理令

### （輸入に関する事項の公表）

第三条 経済産業大臣は、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項を定め、これを公表する。（略）

### （輸入の承認）

第四条 貨物を輸入しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

- 一（略）
- 二 当該貨物の品目について、貨物の原産地又は船積地域が前条第一項の規定により公表された場合において、その原産地を原産地とする貨物を輸入し、又はその船積地域から貨物を輸入しようとするとき。
- 三（略）

# (1)関係 国際輸出管理レジームの対象品目 (リスト規制一覽①)

2021年1月27日施行版

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目	
<b>1 武器</b>		(12)	1 数値制御工作機械	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料	
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	2 測定装置 誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等	
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他	
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(18)	アビオニクス装置等	
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池	
(5)	指向性エネルギー兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計	
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	ベリリウム	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置	
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他	
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	<b>3 化学兵器</b>			(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器	
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	るつぼ	(2)	と同等の毒性の物質・原料	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他	
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム	(3)	化学製剤用製造機械装置等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機	
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置	
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タングステン	<b>3の2 生物兵器</b>			(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レートーム
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(26)	ジルコニウム	(1)	軍用細菌製剤の原料	<b>5 先端材料</b>		
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽	(2)	細菌製剤用製造装置等	(1)	ふっ素化合物製品	
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	<b>4 ミサイル</b>			(2)	(削除)
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心力式釣合試験機	(1)	ロケット・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品	
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	フィラメントワインディング装置等	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具	
<b>2 原子力</b>		(31)	レーザー発振器	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(5)	チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等	
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	質量分析計・イオン源	(3)	推進装置等	(6)	金属磁性材料	
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	圧力計・ペローズ弁	(4)	しごきスピニング加工機等	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金	
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	ソレイノイドコイル形超電導電磁石	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(8)	超電導材料	
(4)	人造黒鉛	(35)	真空ポンプ	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(9)	(削除)	
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(6)	推進薬・原料	(10)	潤滑剤	
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(36)	直流電源装置	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(11)	振動防止用液体	
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(8)	粉粒体用混合機等	(12)	冷媒用液体	
(8)	周波数変換器等	(38)	衝撃試験機	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(13)	セラミック粉末	
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(10)	複合材料製造装置等	(14)	セラミック複合材料	
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(11)	ノズル	(15)	ポリジオール・ポリシラン・ポリシラン他	
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(16)	ビスマレイト・芳香族ポリアミドイミド他	
(11)	しごきスピニング加工機等	(42)	光電子増倍管	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(17)	ふっ化ポリイミド等	
		(43)	中性子発生装置	(14)	複合材用の炉・制御装置	(18)	プリプレグ・プリフォーム・成型品等	
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ガアニン他	

\*【改正】は2021年1月27日施行。この一覧が改正されていない場合であっても、省令・通達が改正されている場合がある。

# (1)関係 国際輸出管理レジームの対象品目 (リスト規制一覧②)

2021年1月27日施行版

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
<b>6 材料加工</b>		(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械	(23)	多結晶の基板	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	<b>8 電子計算機</b>		(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(1)	電子計算機等	(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	<b>9 通信</b>		(10)	重力計・重力勾配計	<b>14 その他</b>	
(7)	ロボット等	(1)	伝送通信装置等	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(2)	電子交換装置	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞リスピニング加工機	(3)	通信用光ファイバー	(12)	光反射率測定装置他	(3)	ディーゼルエンジン等
<b>7 エレクトロニクス</b>		(4)	<削除>	(13)	重力計製造装置・校正装置	(4)	<削除>
(1)	集積回路	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の2)	監視用方向探知器等	<b>11 航法装置</b>		(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(1)	加速度計等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等	(8)	削除
(5)	超電導電磁石	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(3)	慣性航行装置	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(7)	暗号装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ又はその部分品	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	水中ソナー航法装置等	<b>15 機微品目</b>	
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(9)	(削除)	<b>12 海洋関連</b>		(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(1)	潜水艇	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(8の4)	光変調器	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質
(9)	サンプリングオシロスコープ	<b>10 センサー等</b>		(3)	水中回収装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(10)	アナログデジタル変換器	(1)	水中探知装置等	(4)	水中用の照明装置	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(11)	デジタル方式の記録装置	(2)	光検出器・冷却器等	(5)	水中ロボット	(5)	水中探知装置等
(12)	信号発生器	(3)	センサー用の光ファイバー	(6)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(13)	周波数分析器	(4)	電子式のカメラ等	(7)	回流水槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(14)	ネットワークアナライザー	(5)	反射鏡	(8)	浮力材	(8)	潜水艇
(15)	原子周波数標準器	(6)	宇宙用光学部品等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(9)	船舶用防音装置
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	<b>13 推進装置</b>		(10)	妨害用水中音響装置	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(16)	半導体製造装置等						
(17)	マスク・レチクル等						
(17の2)	マスク製造基材						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

\*【改正】は2021年1月27日施行。この一覧が改正されていない場合であっても、省令・通達が改正されている場合がある。

## (2) 関係 すべての貨物・役務取引が対象

**輸出等に係る禁止措置の対象として我が国が指定するロシア連邦の特定団体（令和4年外務省告示第82号）**

- 1 株式会社アドミラルティ造船所、 2 アレクサンドロフ名称科学技術研究所、 3 有限責任会社アルゴト、 4 国防省通信センター、
- 5 ボレスコフ名称触媒研究センター、 6 連邦保安庁、 7 ロシア大統領府連邦国家予算機関、
- 8 ロシア大統領府連邦国家予算機関特別飛行部隊「Russia」、 9 連邦国家単一企業ドウホフ名称オートメーション研究所、
- 10 対外諜報庁、 11 内務省ニジニ・ノヴゴロド本部専門法科学センター、
- 12 国際量子光学・量子技術センター（別称、ロシア量子センター及び RQC）、 13 イルクート、
- 14 公開株式会社研究・製造法人イルクート、 15 株式会社計算機科学研究所、 16 株式会社機械工学中央研究所、
- 17 株式会社カザンヘリコプター修理工場(別称、Kazanski Vertoletny Zavod Remservis及びKVZ Remservis)、
- 18 株式会社ロケット・宇宙センター「プログレス」、 19 株式会社カメンスク・ウリスキー冶金工場、
- 20 公共株式会社カザンヘリコプター工場、 21 コムソモリスク・ナ・アムーレ航空機製造工場、
- 22 参謀本部情報総局（別称、Glavnoe Razvedyvatel'noe Upravlenie、GRU及び情報総局）、
- 23 国防省（連邦軍及び場所を問わず全ての運用部隊を含む）。右には、露連邦の国軍（地上軍、海軍、海軍歩兵部隊、航空宇宙軍及び沿岸部隊）、国家親衛軍と警察、諜報及び偵察機関が含まれる。
- 24 モスクワ物理・技術大学（別称、MIPT及びMFTI）、 25 株式会社学術生産公団高精度コンプレックス、
- 26 株式会社学術生産公団スプルフ、 27 公開株式会社オボロンプロム、 28 公共株式会社ベリエフ名称航空機会社、
- 29 イルクート、 30 カザンヘリコプター、 31 株式会社ステリマフ名称「ポリュス」研究所、 32 株式会社プロムテック・ドゥブナ、
- 33 公共株式会社統一航空機製造会社、 34 無線技術・情報（RTI）システム、 35 有限責任会社ラパルト・サービス、
- 36 公開株式会社ロスオボロンエクスポート、 37 国営企業ロステック、 38 ロステック・アジムト、 39 航空機製造会社ミグ、
- 40 株式会社ロシアヘリコプター、
- 41 合併企業クヴァント（別称、有限責任会社クヴァント、有限責任会社合併企業クオントム・テクノロジーズ及び合併企業クオントム）、
- 42 株式会社スホイ、 43 スホイ民間航空機、 44 株式会社戦術ミサイル兵器コーポレーション、 45 株式会社ツポレフ、
- 46 統一エンジン製造会社一サトゥルン、 47 ユナイテッド・エアクラフト、 48 統一エンジン製造会社、 49 統一機器製造会社

3月25日の閣議了解により、新たに81団体を追加で指定（次ページ）。

**輸出等に係る禁止措置の対象として我が国が指定するベラルーシ共和国の特定団体（令和4年外務省告示第104号）**

- 1 国防省（ベラルーシ軍及び場所を問わず全ての運用部隊を含む。）。これには、ベラルーシ軍（陸軍及び空軍・防空軍）、国家国境委員会と警察、諜報及び偵察機関が含まれる。
- 2 株式会社インテグラル（別称、OAOインテグラル、株式会社インテグラル＝ホールディング・マネージング）

## (2) 関係 すべての貨物・役務取引が対象

**輸出等に係る禁止措置の対象として我が国が指定するロシア連邦の特定団体（令和4年外務省告示第82号）**

- 50 公共株式会社アムール造船所（別称、PAO Amurskiy Sudostroitelnyy Zavod及び公共株式会社ASZ）
- 51 株式会社造船センター及び株式会社船舶修理（別称、株式会社造船・船舶修理技術センター）
- 52 株式会社クロンシュタット（別称、クロンシュタットグループ、クロンシュタット、クロンデグループ及び非公開株式会社クロンシュタット）
- 53 有限会社アヴァント・スペース（別称、アヴァント・スペース、アヴァント・スペース・システム、アヴァント・スペース推進システム及びOOO Avant-Spejs）
- 54 バイカル・エレクトロニクス
- 55 電波工学技術能力センター（別称、株式会社CheAZ、TsTK、TsTK CheAZ及びチェボクサリイ電気機器プラント）
- 56 ツィクロン中央研究開発所（別称、サイクロンTsNII、CRIサイクロン、株式会社サイクロン中央研究所及び有限会社インターサイクロン）
- 57 クロッカス・ナノ・エレクトロニクス
- 58 グリザヴォート船舶修理センター（別称、公開株式会社グリザヴォート船舶修理センター及び株式会社CSD）
- 59 エララ（別称、株式会社G.A.イリエンコ名称科学生産コンプレックス・エララ）
- 60 電子機械・情報システム（ELVIS）（別称、株式会社研究開発センター・エルヴィス（ELVEES）及び科学生産センター・エルヴィス）
- 61 エルプロム、62 有限会社エンジニアリングセンター（別称、有限会社認定エンジニアリングセンター、LCEC及びEC）
- 63 フォルステクノロジー有限会社（別称、有限会社FT、フォルスマリン、有限会社スマートマリン及び有限会社フォルステクノロジー）
- 64 インテグラルSPB、65 株式会社エレメント、66 株式会社ペラ・マシュ
- 67 株式会社ヴィンペル造船所（別称、株式会社造船所「ヴィンペル」及び株式会社造船所ヴィンペル）
- 68 有限会社クラナーク、69 レフ・アナトリエヴィチ・エルショフ（エルショフ）、70 有限会社センター
- 71 レベジェフ名称MCST（別称、テクノロジー・モスクワ・センター、株式会社MTSST及び非公開株式会社エルブルスMCST）
- 72 ミアス機械・製造工場（別称、株式会社ミアス機械製造工場及び株式会社MMZ）
- 73 ノヴォシビルスク・マイクロエレクトロニクス研究開発センター（別称、KTIPM及びIFP KTIPM SO RAN）
- 74 MPI VOLNA（別称、マシュプリボリントルグ・ヴォルナ及びマシュプリボリントルグウェーブ）
- 75 ドレジャリ名称レーニン勲章エネルギー工学研究設計研究所（別称、株式会社ドレジャリ名称レーニン勲章エネルギー工学研究設計研究所及び株式会社NIKIET）
- 76 ネルパ造船所（別称、SRZネルパ）、77 NMテック
- 78 株式会社ノヴォロシスク造船（別称、公開株式会社ノヴォロシスキー・スドレメントニー・ザヴォード及び株式会社NSRZ）
- 79 学術生産公団電子システム（別称、学術生産公団エレクトリックシステム、学術生産公団エレクトロニクスシステム及びNPOS ES）

(2) 関係 すべての貨物・役務取引が対象

## 輸出等に係る禁止措置の対象として我が国が指定するロシア連邦の特定団体（令和4年外務省告示第82号）

- 80 NPPイストック
- 81 NTCメトロテック（別称、メトロテック、メトロテックエンジニアリング、科学テクノロジー・センター・メトロテック及びNTTSメトロテック）
- 82 公開株式会社ゴスニクヒムアナリット（別称、国立化学・分析研究所）
- 83 公開株式会社スヴェトロフスコエ・プレドプリヤティエ・エラ（別称、株式会社スヴェトロフスコエ・プレドプリヤティエ・エラ及びSPIエラ）
- 84 公開株式会社TSRY（別称、公開株式会社トゥアプセ船舶修理プラント）、 85 有限会社エルコムテック（Elkomtex）
- 86 有限会社プラナル、 87 有限会社セルタル（別称、セルニア、セルニヤ及びSertal LLC）
- 88 有限責任事業組合フォンプロ（別称、フォンプロ）、 89 公共株式会社ズヴェズダ、 90 ストレラ生産連合体
- 91 ラジオオートマティック（別称、有限会社テストプレシジョン）
- 92 モジュール研究センター（別称、NTTsモジュール科学技術研究センター及び非公開株式会社STCモジュール）
- 93 ロビン貿易有限会社（別称、ロビントリエド）
- 94 R. E. アレクセーエフ水中翼船中央設計局（別称、公開株式会社 R. E. アレクセーエフ名称水中翼船中央設計局及び株式会社アレクセーエフ水中翼船設計局）
- 95 ルビン・セーヴェル設計局（別称、株式会社ルビン・セーヴェル、公共株式会社ルビン・セーヴェル建設局及び株式会社ルビン・セーヴェル建設局）
- 96 ロシア・スペース・システム（RKS）
- 97 リビンスク造船エンジニアリング（別称、非公開株式会社リビンスカヤ・ワーフ・エンジニアリング）
- 98 応用化学科学研究所（別称、連邦研究生産センター・応用化学研究所及びNIIPH）
- 99 電子科学研究所（別称、株式会社電子科学研究所及び株式会社科学研究）
- 100 極超音速システム科学研究所（別称、持株会社レニネット極超音速システム科学研究所）、 101 NIIサブミクロン科学研究所
- 102 セルゲイ・イオノフ、 103 セルニヤエンジニアリング（別称、セルニアエンジニアリング）
- 104 セーヴェルナヤ・ワーフ造船工場（別称、公開株式会社セーヴェルナヤ・ワーフ造船プラント）
- 105 ズヴォーズダチカ船舶整備センター（別称、株式会社ズヴォーズダチカ船舶修理センター、ズヴォーズダチカCS及びFL5船舶修理工場株式会社TSSズヴォーズダチカ）
- 106 政府航空システム科学研究実験場（GkNIPAS）（別称、L.K.サフロノフ名称連邦政府航空システム研究・試験場）
- 107 ラドゥガ国立機械建築設計局
- 108 国立科学センター株式会社GNTs RF - FEI A.I. レイプンスキー・フィスコー・エネルギー・センター（別称、レイプンスキー物理学・電力工学センター及びIPPE）
- 109 バヒレフ国立機械製造科学研究所（GosNIIMash）（別称、株式会社機械工学科学研究所、V.V. バヒレフ名称国立機械工学研究所及びGosNIImash）

(2) 関係 すべての貨物・役務取引が対象  
輸出等に係る禁止措置の対象として我が国が指定するロシア連邦の特定団体（令和4年外務省告示第82号）

- 110 トムスク・マイクロ波フォトニック集積回路モジュール集合設計センター（別称、TUSUR電子研究会社）
- 111 非公開株式会社ペラ・フィヨルド
- 112 株式会社統一造船会社「第35造船所」（別称、株式会社「船舶修理センター」「第35船舶修理工場」支社「ズヴォーズダチカ」）
- 113 株式会社統一造船会社「アストラハン造船所」（別称、ストラハンスキー造船所）
- 114 株式会社統一造船会社「アイスベルグ中央設計建設」（別称、アイスバーグ中央設計局）
- 115 株式会社統一造船会社「バルティック造船工場」（別称、株式会社バルティック工場及びバルティック造船所）
- 116 株式会社統一造船会社「公開株式会社クラスナエ・ソルモヴォ・プラント」（別称、公共株式会社クラスナエ・ソルモヴォ工場）
- 117 株式会社統一造船会社「株式会社ズヴォーズダチカ」（別称、株式会社「船舶修理センター・ズヴォーズダチカ」「アストラハンスキー・船舶修理工場」支社）
- 118 統一造船会社「プリバルティック造船工場ヤントール」（別称、株式会社「プリバルティック造船工場ヤントール」及び株式会社プリバルティック造船工場ヤントール）
- 119 統一造船会社「オネガ科学研究設計技術局」（別称、公共株式会社オネガ科学研究・計画技術局及びSC NIPTBオネガ）
- 120 統一造船会社「中央・ネフスキー造船所」（別称、株式会社SNSZ、株式会社「中央・ネフスキー造船プラント」、中央ネヴァ造船プラント及び連邦国家単一企業「中央・ネフスキー造船プラント」）
- 121 ウラル複合材料科学研究所、122 ウラルプロジェクト設計局デタル
- 123 ヴェガ・パイロット・プラント（別称、OZ ヴェガ・株式会社TSSズヴォーズダチカ支社及びヴェガ実験プラント）
- 124 有限会社ヴァーティカル、125 ウラジスラフ・ウラジーミロヴィチ・フェドレンコ
- 126 有限会社VTK（別称、ユア・フューエル・カンパニー、BTK及び有限会社VTK）
- 127 ヤロスラヴリ造船工場（別称、公共株式会社ヤロスラヴリ造船工場）、128 非公開株式会社エルミクス・VS
- 129 非公開株式会社スパルタ、130 非公開株式会社スヴァジエンジニアリング（別称、スヴァジエンジニアリング）



(3)関係 輸出貿易管理令別表第2の3第1号・第2号 (貨物)

※規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

国際輸出管理 レジームの対象品目	1 別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物	
軍事能力等の強化 に資すると考えられる 汎用品	2 次に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が省令で定めるもの（前号に掲げる貨物を除く。）	
	エレクトロニクス 関連	イ 集積回路、アナログデジタル変換器、マイクロ波用機器及びミリ波用機器の部分品、弾性波を利用する信号処理装置及びその部分品、一次セル、二次セル、太陽電池セル、超電導電磁石、超電導材料を用いた装置並びに放電管 ロ 電子式の試験装置、アナログ方式又はデジタル方式の記録装置並びにオシロスコープ及びその部分品 ハ 周波数変換器、質量分析計、フラッシュ放電型のエックス線装置及びその附属装置並びにこれらの部分品、パルス増幅器、信号発生器、遅延時間測定装置、クロマトグラフ並びに分光計 ニ 半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の製造用の装置並びにこれらの部分品及び附属品 ホ 半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の試験装置及び検査装置並びにこれらの部分品及び附属品 ヘ レジスト
	電子計算機関連	ト 電子計算機及びその附属装置並びにこれらの部分品
	通信関連	チ 通信装置並びにその部分品及び附属品 リ ちに掲げる貨物の試験装置 ヌ 通信装置用の光ファイバーの材料となる物質 ル 暗号装置及びその部分品
	センサー関連	ヲ 音波を利用した水中探知装置及び船舶用の位置決定装置並びにこれらの部分品 ワ 光検出器及びその部分品並びに光検出器を用いた装置 カ 電子式のカメラ及びその部分品 ヨ 光学フィルター並びにぶっ化物のファイバーケーブル及びその部分品 タ レーザー発振器 レ 磁力計及びその部分品 ソ 重力計 ツ レーダー及びその部分品 ネ 信号処理装置（弾性波を利用するものを除く。） ナ 々に掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品 ラ 光検出器用の光ファイバー及び光検出器の材料となる物質 ム ぶっ化物及びこれを用いて製造した光ファイバーのプリフォーム
	航法装置関連	ウ 慣性航法装置、方向探知機及びアビオニクス装置並びにこれらの部分品 ヰ 航法装置及びアビオニクス装置の試験装置、検査装置及び製造用の装置
	海洋関連	ノ 船舶、水中用の観測装置その他の水中における活動用の装置及び潜水用具並びにこれらの部分品及び附属品
	推進装置関連	オ ディーゼルエンジン並びにトラクター並びにその部分品及び附属品 ク 航空機及びガスタービンエンジン並びにこれらの部分品 ヤ 落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを含む。）並びにその部分品及び附属装置 マ 振動試験装置及びその部分品 ケ ガスタービンエンジンの部分品の測定装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの附属品
	石油精製関連品目	フ 石油精製の装置

### (3)関係 外国為替令第18条第3項に基づく告示（役務取引）

※規制の詳細は、外国為替令等の関係法令を必ずご確認ください。

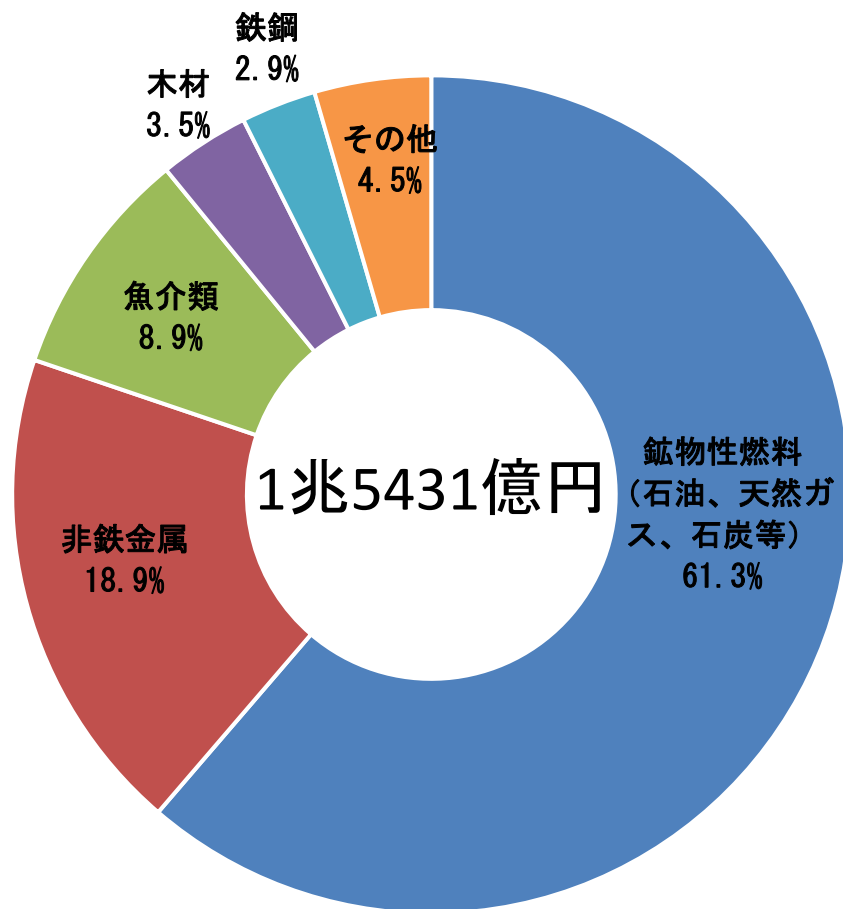
国際輸出管理レジームの対象品目	イ 外国為替令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術を提供する取引(国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのないものに限る。)	
軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品	ロ 別表第1（以下(1)～(27)）に掲げる技術（外国為替令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術を除く。）を提供する取引	
	エレクトロニクス関連	(1) 集積回路、電子式の試験装置、半導体製造装置又は半導体試験装置等のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム及びマスク又はレチクルに該当するものの使用のために特に設計したプログラム (2) 集積回路、電子式の試験装置、半導体製造装置、半導体試験装置又はレジスト等のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）
	電子計算機関連	(3) プログラムの検査・検証のために設計又は改造したプログラム、ソースコードの自動生成を可能にするプログラム又はオペレーティングシステムのプログラム (4) 電子計算機等の設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したプログラム (5) 上記（3）、（4）又は電子計算機等に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。） (6) 並列処理機能のために設計した装置の設計又は製造のための技術（プログラムを除く。）
	通信関連	(7) 通信装置又はその試験装置等に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したプログラム及びダイナミックレーティングのために特に設計したプログラム (8) 上記（7）、通信装置又はその試験装置等に該当するものの設計、製造又は使用のための技術 (9) 暗号装置の設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したプログラム (10) 上記（9）又は暗号装置等の使用のための技術（プログラムを除く。）
	センサー関連	(11) 光検出器、水中探知装置、船舶用の位置決定装置、磁力計、重力計及びレーダー等に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム (12) イメージ増強管、光学フィルター又はレーザー発振器等に該当するものの設計又は製造のために特に設計したプログラム (13) 航空管制のために用いるプログラム (14) 水中探知装置、船舶用の位置決定装置、磁力計、重力計、レーダー又は地震波検知システム等の設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。） (15) 上記（13）、イメージ増強管、光学フィルター、レーザー発振器、自由電子レーザー発振器、光検出器用の光ファイバー又は光検出器用の材料となる物質に該当するものの設計又は製造のための技術（プログラムを除く。） (16) 光学部品、光学フィルター、電子式のカメラ、磁力計又は赤外線変換器に係る技術（プログラムを除く。）
	航法装置関連	(17) 航法装置及びアビオニクス装置の設計、製造又は使用のためのプログラム (18) 航法装置及びアビオニクス装置の設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）
	海洋関連	(19) 船舶、水中用の観測装置その他の水中における活動用の装置又は潜水用具等に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したプログラム (20) 石油及び天然ガス事業で使用される無人潜水艇の操作のために特に設計されたプログラム (21) 船舶、水中用の観測装置その他の水中における活動用の装置又は潜水用具等に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）
	推進装置関連	(22) ディーゼルエンジン、トラクター又は振動試験装置等に該当するものの設計又は製造のためのプログラム (23) 航空機、ガスタービンエンジン又はガスタービンエンジンの製造用の装置等に該当するものの設計又は製造のためのプログラム (24) ディーゼルエンジン、トラクター又は振動試験装置等に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。） (25) 航空機、ガスタービンエンジン又はガスタービンエンジンの製造用の装置等に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。） (26) ガスタービンエンジンの部分品に係る技術（プログラムを除く。）
石油精製関連品目	(27) 石油精製に係る技術	

# 輸出貿易管理令別表第2の3第3号（貨物・対象となる奢侈品（関税率表の番号等））

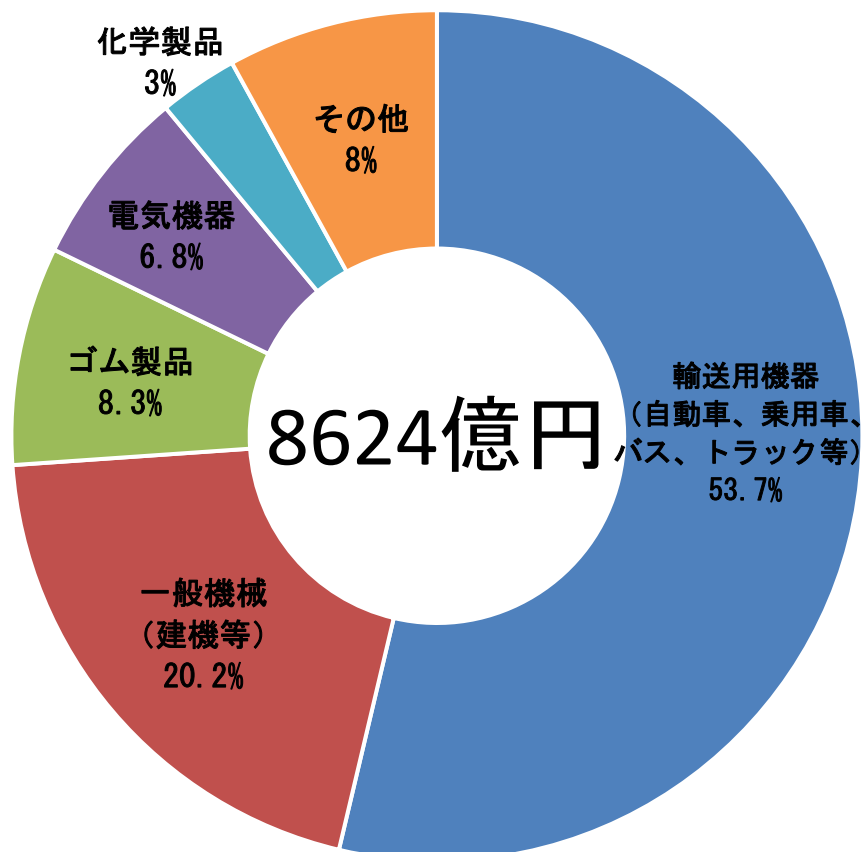
別表第2の3 第三号	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等）	単位あたり総価額
イ	アルコール飲料及びエチルアルコール	22.03、22.04（2204.22、2204.30を除く。）、22.05、22.06、2207.10、22.08	4万円超
ロ	葉巻たばこ、シエルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	24.02（2402.20を除く。）	4万円超
ハ	香水類、オーデコロン類その他の調製香料及び美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品その他の化粧品類	33.03、33.04（3304.30を除く。）、3307.90	4万円超
ニ	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、ハンドバッグ、財布その他これらに類する容器及びズボンつりその他の衣類附属品	42.02（4202.92を除く。）、4203.40	4万円超
ホ	毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品	43.03	4万円超
ヘ	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	57（5702.49を除く。）	4万円超
ト	つづれ織物	58.05	4万円超
チ	スキースーツ、水着、絹製のブラウスその他の衣類及び絹製のショールその他の衣類附属品	6110.30、61.12、6206.10、6211.11～6211.20、6213.90、6214.10、6215.10	10万円超
リ	スキー靴、スポーツ用の履物その他の履物	6401.92、64.02（6402.20、6402.91を除く。）、64.03、64.04（6404.19を除く。）、6405.10	10万円超
ヌ	革製その他の材料製の帽子（安全帽子並びにゴム製及びプラスチック製のものを除く。）	6506.99	10万円超
ル	磁器製の食卓用品その他の陶磁製品	69.11、69.14	4万円超
ヲ	ガラス製品（鉛ガラス製のものに限る。）	7013.22、7013.33、7013.41、7013.91	4万円超
ワ	天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石並びにこれらの製品、銀及び金並びにこれらの製品、特定金属（銀及び金を除く。）の製品並びに特定金属を張つた金属の製品	71.01、7102.10、71.03、7104.91、71.06（7106.10を除く。）、7108.13、71.13、71.14（7114.11を除く。）、7115.90、71.16（金を主たる材料とする物を除く。）	4万円超
カ	船舶推進用エンジン及びその部分品並びに携帯用の自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）	8407.21、8407.29、8408.10、8409.91（船舶推進用エンジンに使用する部分品に限る。） 8471.30	130万円超 4万円超
ヨ	乗用自動車その他の自動車、モーターサイクル（モペットを含む。）、補助原動機付きの自転車及びサイドカー並びにこれらの部分品及び附属品	87.03 87.06（乗用自動車のものに限る。）、8707.10 87.11（8711.10を除く。） 8714.10	600万円超 200万円超 60万円超 20万円超
タ	呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）	90.20	4万円超
レ	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含み、ケースに特定金属又は特定金属を張つた金属を使用したものに限る。）及びその部分品	91.01、9111.10、9111.90（特定金属（銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。以下同じ。）又は特定金属を張つた金属を使用したケースの部分品に限る。）、9113.10	4万円超
ソ	グランドピアノ	9201.20	20万円超
ツ	美術品、収集品及びこつとう	97（金貨その他金を主たる材料とする物を除く。）	4万円超

# 参考：日露間の貿易品目の構成（2021年速報値）

## 輸入品目（日本←ロシア）



## 輸出品目（日本→ロシア）

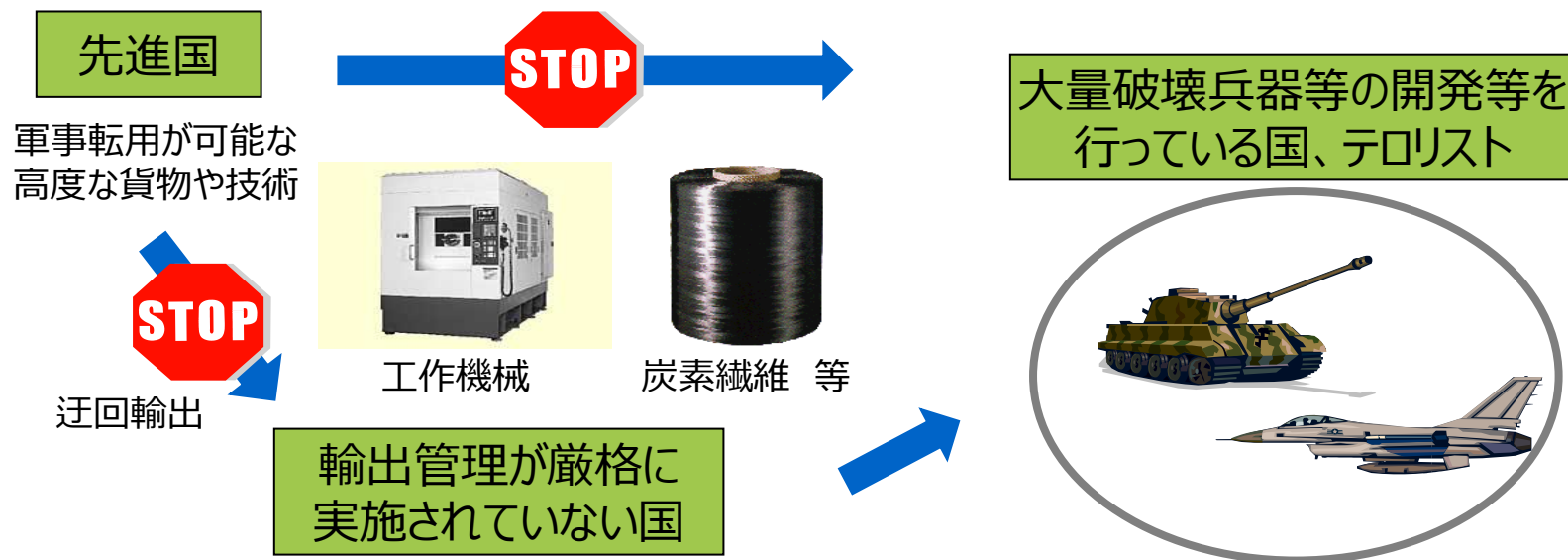


# 参考：安全保障貿易管理とは 「国際的な平和及び安全の維持」のための既存の枠組みの概要

- 先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等※<sup>1</sup>や通常兵器の開発等※<sup>2</sup>を行っているような国に渡った場合、国際的な脅威となり、情勢が不安定化。
- それらを未然に防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組（国際輸出管理レジーム）により輸出管理等を推進。
- 我が国は外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、輸出管理等※<sup>3</sup>を実施。

**目的** 我が国を含む「国際的な平和及び安全の維持」 外為法第48条第1項、第25条第1項・第3項

**手段** 武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出管理等

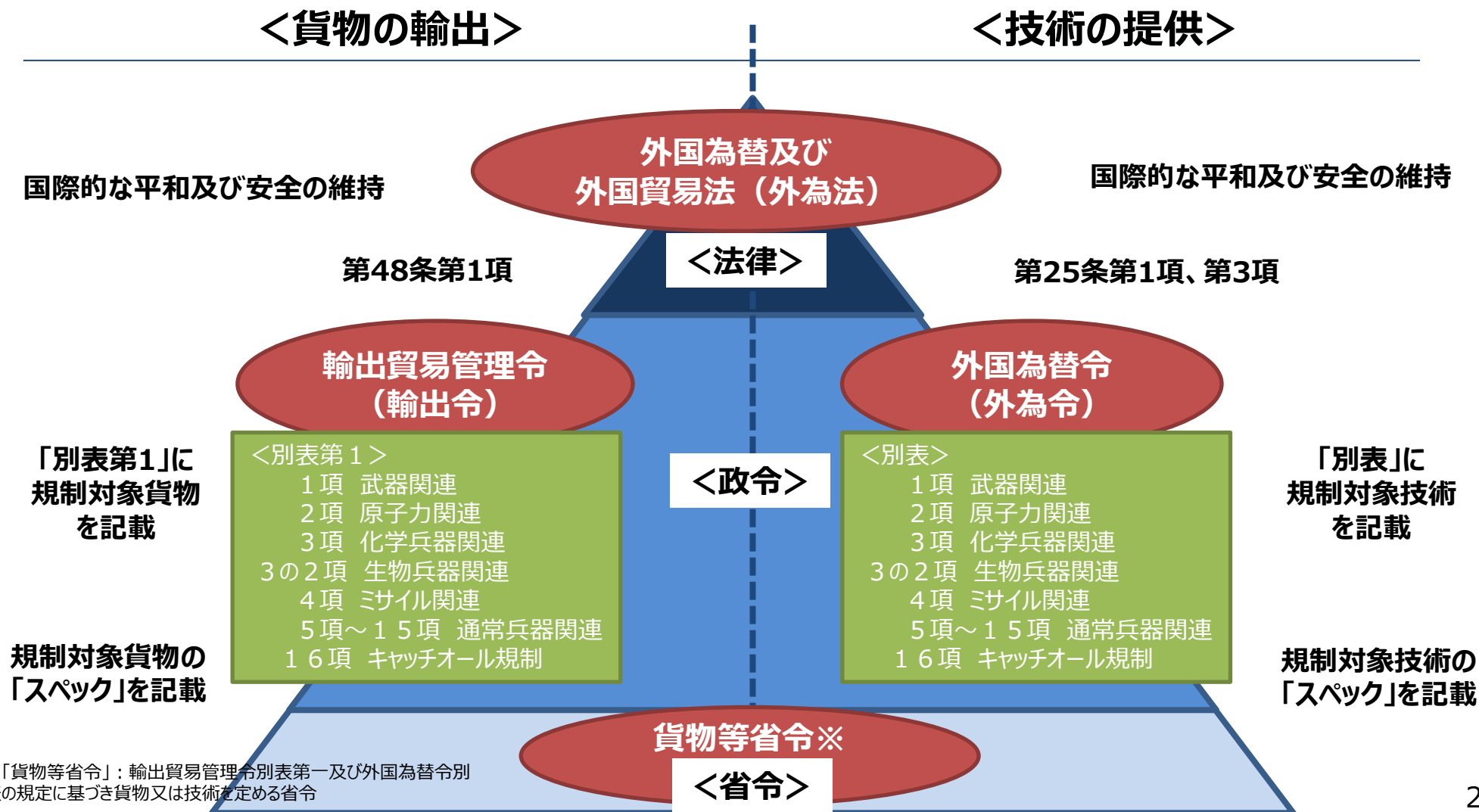


※<sup>1</sup>「大量破壊兵器等」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう ※<sup>2</sup>「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう

※<sup>3</sup>「輸出管理等」とは、貨物の輸出及び技術の提供の管理をいう

# 参考：安全保障貿易管理制度の全体像

- 国際輸出管理レジームを踏まえ、外為法に基づいて貿易管理を実施。具体的には、規制対象となる貨物の輸出や技術の提供について、経済産業大臣の許可制となっている。



# 参考：国際輸出管理レジーム概要

	NSG (原子力供給国グループ)	AG (オーストラリア・グループ)	MTCR (ミサイル技術管理 レジーム)	WA (ワッセナー・アレンジメント)
1. 規制対象品目	<u>(1) 原子力専用品・技術</u> ①核物質 ②原子炉・付属装置 ③重水・原子炉級黒鉛 ④ウラン濃縮・再処理等プラント  <u>(2) 原子力関連汎用品・技術</u>	<u>(1) 化学兵器</u> ①化学剤 ②化学兵器汎用製造設備  <u>(2) 生物兵器</u> ①生物剤 ②生物兵器汎用製造設備	<u>(1) 大型のミサイル・無人航空機</u>  <u>(2) 小型のミサイル・無人航空機、 関連資機材・技術</u>	<u>(1) 武器</u>  <u>(2) 汎用品</u> ①先端材料 ②材料加工 ③エレクトロニクス ④コンピュータ ⑤通信関連 等
2. 発足年 (日本の参加)	1978年 (同年)	1985年 (同年)	1987年 (同年)	1996年 (同年)
3. 参加国数	48か国	42か国+EU	35か国	42か国
4. 参加国	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">             アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国 ※グループA           </div>			
	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、トルコ  ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン  ブラジル、メキシコ、  中国、韓国  南アフリカ	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ  ウクライナ  メキシコ  インド、韓国	アイスランド、トルコ  ロシア、ウクライナ  ブラジル  インド、韓国  南アフリカ	クロアチア、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ  ロシア、ウクライナ  メキシコ  インド、韓国  南アフリカ

## <参考：欧米の制裁措置>

### 米国の制裁措置（貿易管理関係）

#### ◎ 商務省プレスリリース

- ・ロシア関係(2022/02/24)  
<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2022/02/commerce-implements-sweeping-restrictions-exports-russia-response>
- ・ベラルーシ関係(2022/03/2)  
<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2022/03/commerce-imposes-sweeping-export-restrictions-belarus-enabling-russias>
- ・ロシア・ベラルーシ奢侈品規制関係(2022/03/11)  
<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2022/03/commerce-restricts-export-luxury-goods-russia-and-belarus-and-russian>

#### ◎ 官報

- ・ロシア関係（Implementation of Sanctions Against Russia Under the EAR, 24 February 2022）  
<https://public-inspection.federalregister.gov/2022-04300.pdf>
- ・ベラルーシ関係（Imposition of Sanctions Against Belarus Under the EAR, 2 March 2022）  
<https://public-inspection.federalregister.gov/2022-04300.pdf>
- ・石油精製品関係（ロシア）（Expansion of Sanctions Against the Russian Industry Sector Under the EAR, 3 March 2022）  
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-03-08/pdf/2022-04912.pdf>
- ・奢侈品規制関係（ロシア・ベラルーシ関連）（Imposition of Sanctions on ‘Luxury Goods’ Destined for Russia and Belarus and for Russian and Belarusian Oligarchs and Malign Actors Under the EAR）  
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-03-16/pdf/2022-05604.pdf>

#### ◎ 米国輸出管理規則（ロシア・ベラルーシ制裁関係、奢侈品リスト等）

<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulation-docs/420-part-746-embargoes-and-other-special-controls/file>

### EUの制裁措置

#### ◎ 理事会制裁措置概要

<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-ukraine-crisis/>

#### ◎ 理事会プレスリリース(2022/02/25)

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/02/25/russia-s-military-aggression-against-ukraine-eu-imposes-sanctions-against-president-putin-and-foreign-minister-lavrov-and-adopts-wide-ranging-individual-and-economic-sanctions/>

#### ◎ 理事会規則（貿易管理関係）

- ・ロシア関係（COUNCIL REGULATION (EU) 2022/328 of 25 February 2022）  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R0328&from=EN>
- ・ベラルーシ関係（COUNCIL REGULATION (EU) 2022/355 of 2 March 2022）  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R0355&from=EN>
- ・ロシア奢侈品規制関係（COUNCIL REGULATION (EU) 2022/428 of 15 March 2022）  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R0428&from=EN>



## 貿易管理トップページ

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html)

## 対ロシア等制裁関連のページ

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/04\\_seisai/crimea.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html)

### ・輸出に関するご相談

(可能な限り、想定している貨物・役務や仕向先と併せてご相談ください)

⇒貿易管理部 貿易審査課

### ・制度に関するご相談

⇒貿易管理部 貿易管理課

お問い合わせメール宛先 (共通)  
bzl-russia-seisai@meti.go.jp